工事名:R6高規 大鳴門橋 鳴・鳴門土佐泊浦 渦の道アプローチ橋拡幅工事(担い手確保型)

工 程

1 他工事等との調整 (対象 有)

1 本工事の施工にあたっては、本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センターが別途実施する「令和6年 度鳴門管内長大橋機能保全業務 下部工機能保全 大鳴門橋5A道路桁補修」の工事と相互に工程調整等を 行うこと。

なお、同工事に伴い渦の道アプローチ橋上に設置する足場は令和7年4月末までに撤去する予定である。

2 本工事の完成後、別途「渦の道 待合室等改修工事」を発注予定である。このため、本工事は、特別な事情がない限り、工期内に完了しなければならない。

2 施工の制限(対象 有)

本工事の斜路付階段の施工にあたっては、別途実施中の「R6高規 大鳴門橋 渦の道アプローチ橋修正設計業務」の成果を反映する必要があるため、監督員の指示(指示予定日:令和7年2月初)があるまで施工してはならない。なお、当該設計業務では計画幅員内で通路幅員の断面構成の見直しを行うものであり、主構造の部材や重量(W=7t)は変えないこととしている。

この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

3 作業時間帯(対象 有)

本工事の作業時間帯は、下記に示すとおりとする。なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

工種	種別	時間帯	期間
作業ヤート・整備工 (設置・撤去)	ヤード造成		設置 令和7年4月末
"	袋詰玉石	20時~翌朝6時 (夜間)	2週間程度 撤去
"	敷鉄板		令和7年12月初 2週間程度

なお、本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督 員と協議するものとする。

4 工事履行報告書(対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

5 その他(対象 無)

用地関係

- 1 ブロック製作ヤード(対象 無)
- 2 仮置ブロック(対象 無)

支障物件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 有)

工事に係る支障物件の事前調査については、調査済みである。

2 支障物件の撤去(対象 有)

本工事内に存在する支障物件(架空線やゲート等)の撤去・移設については、準備工の樹木伐採前を予定しているので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。

3 立木の置き場所(対象 有)

工事の施工に支障となる立木の伐採(枝打ち含む)後は、現場内に長期間の仮置きができないため、速やかに処理施設へ搬出するものとする。

工事名:R6高規 大鳴門橋 鳴・鳴門土佐泊浦 渦の道アプローチ橋拡幅工事(担い手確保型)

4 その他(対象 無)

公害対策

1 事業損失防止対策(対象 有)

県道舗装部のひび割れ観測については、下記のとおり行うものとする。

項目	時 期	数量	備考
ひひ剖れ観測	ヤード造成前、 造成後 クレーン作業開 始前、終了後	1日2回程度 変状発生毎	

クレーン据付用の作業ヤードの施工箇所では、過去に法面崩壊を起こしていることから地すべり抑止杭等の対策が行われている。施工時の斜面安定検討で安全性を確認しているが、県道部の舗装にひび割れが発生していることから、当該箇所付近において、ひび割れの定点観測を行うこと。

上記については、周辺地域等に影響を及ぼさないように十分配慮するものとし、それに対する処置を監督員の指示により実施する場合がある。

- 2 濁水処理(対象 無)
- 3 低騒音型 低振動型建設機械(対象 有)

本工事は低騒音型・低振動型建設機械の使用を見込んでいる。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安全対策

1 交通安全施設等(対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員 と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

2 交通誘導警備員(対象 有)

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

	7.000	_
必要日数	59日 昼間施工	
必要日数	33日 夜間施工	
交通誘導警備員 B	118人(交替要員無し)	昼間
交通誘導警備員 B	66人(交替要員無し)	夜間

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

4 建設用防護管(対象 無)

建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 有)

工事名:R6高規 大鳴門橋 鳴・鳴門土佐泊浦 渦の道アプローチ橋拡幅工事(担い手確保型)

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事等に搬出することを見込んでいる。なお、受入側との協議 等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名等	松浦開発興業(株)
箇所又は住所	鳴門市撫養町木津字イケヤ谷1449-6
運搬距離	L=13.0km

- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)
 - 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
 - 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
 - 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
 - 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材(木くず)	汚泥	その他
対象物	0		0		

- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 有)

本工事の施工により発生する一般廃棄物は、次に掲げる場所へ搬出(処理)を予定している。

	草	せん定枝	水草	その他(廃プラ)
受入場所				県環境整備公社 徳島東部処分場
受入時間帯				9時~11時30分 13時~16時
受入条件				無害かつ安全なもの
処分(処理)方法				埋立
運搬距離				L=9.3km

- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 有)

残土搬出等に伴い、現道補修および防塵処理等の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施する ものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

工事名:R6高規 大鳴門橋 鳴・鳴門土佐泊浦 渦の道アプローチ橋拡幅工事(担い手確保型)

仮 設 備

1 床掘(対象 有)

床掘の施工に際し、安全管理上特別な対策を講ずる必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 有)

仮設防護柵(H鋼基礎)及び仮囲いを下記により実施すること。

延長 L=69m H形鋼付仮設ガードレール

主たる形状 L=5m/基 H-300

延長 L=37m 仮囲い

主たる形状 H=2m 丸パパプ土中打込式

また、仮設防護柵(H鋼基礎)の賃料及び仮囲いの損料は、210日間を見込んでいる。

なお、着手前に監督員と施工方法を協議した上で実施するものとし、形状等が変更となる場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

その他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

- 2標準断面図板設置の省略(対象無)
- 3 しゅん工標設置の省略(対象 無)
- 4 施工計画書(対象 有)

受注者は、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-5の規定に基づき、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5、000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を 監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

工事名:R6高規 大鳴門橋 鳴・鳴門土佐泊浦 渦の道アプローチ橋拡幅工事(担い手確保型)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①~④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技 術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 有)

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

<u> </u>			
工種	配合	使用量	測定回数
橋台	21-12-25(20) BBorN W/C≦55%	14	1
重力式擁壁、 門扉基礎	18-8-40 BBorN W/C≦60%	5	1
		合計(回)	2

- 8 セメント・モルタル吹付(対象 無)
- 9 水抜孔(対象 無)
- 10 種子吹付(対象 無)
- 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)
- 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 有)

本工事に使用する高欄及び門扉については、次表の設計条件を満足するものとし、施工前に設計条件資料等を提出して、使用材料の構造について監督員の承諾を得なければならない。

名称	規格・寸法等
高欄(拡幅部)	H=1050、補助手摺:1段、ダークブラウンアルマイト
高欄(階段部)	H=2000、補助手摺:2段、ダークブラウンアルマイト
高欄(階段部)	H=1000、補助手摺:2段、ダークブラウンアルマイト
門扉	H=2225、W=2136、ダークブラウンアルマイト

- 13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)
- 14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 有)

本工事に使用する材料については、次表に示す規格品質等を満足するものとし、施工前に材料使用承諾願を監督員に提出しなければならない。

なお、次表に示す製品以外でも、品質規格等が同等と認められる場合は使用することができるものとする。

材料名	規格品質等	(参考)メーカー 名	(参考)形式
階段用ノンスリップ	40*7*660 伸縮防止タイヤ	シンドウ工業	SS40NCX

工事名:R6高規 大鳴門橋 鳴・鳴門土佐泊浦 渦の道アプローチ橋拡幅工事(担い手確保型)

伸縮装置	コ゚ムシ゚ョイント 伸縮量:25mm 標準床版遊間:70mm	横浜ゴムMB ジャパン	YM-P型
------	--------------------------------	----------------	-------

- 15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)
- 16 新技術の活用について(対象 無)
- 17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)
- 18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)
- 19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。 https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/